会議結果のお知らせ

令和4年11月24日掲載

審議会名称	県立美術館収蔵品等盗難事案に関する第三者委員会(第1回)
開催日時	令和4年11月24日(木)午後3時30分~午後5時00分
開催場所	県立美術館1階会議室
出席者の氏名	(委 員)村田眞宏、大森勇人、關野文士
	(事務局)観光文化部次長、観光文化政策課長、
	文化振興・文化財課長、美術館副館長、美術館学芸幹
傍聴者等の数	0人
議題	1 開会
	2 議事
	3 閉会
会議の結果	県立美術館収蔵品等盗難事案に係る原因究明を行った。
会議開催を周知	_
しなかった理由	
会議を非公開	「審議会の会議の公開等に関する指針」第3条第1号、第2号及び第
とした理由	4号の規定に該当するため。
	第1号:委員会で調査を行う事項が、山梨県情報公開条例第8条に
	規定する個人情報及び地方公共団体が行う事務又は事業
	に関する情報に該当すること
	第2号:公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれ
	る等のおそれがあること
	第4号:公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は操作など支障
	を及ぼすおそれがあること
会 議 資 料	非公表
公表非公表の別	
会 議 録	非公表
公表非公表の別	
問い合わせ先	所属名・担当者名:観光文化政策課 田中
	電 話 番 号 : 055-223-3776
	ファックス番号 : 055-223-1574
備考	_

- ※ 「傍聴者等の数」欄の「傍聴者等」には報道機関の関係者が含まれる。
- ※ 「会議開催を周知しなかった理由」欄は、指針第5条第2項前段の規定により、審議会が個人又は法人その他の団体の権利利益を保護するため必要があると認めたときであって、会議開催を周知しなかった場合に記載するものである。(記載例:口頭意見陳述のため審査請求人が出頭する会議であったため(指針第5条第2項前段))